

トラックでの荷役作業時における 安全対策の強化について

労働安全衛生規則の改正

施行：2023年10月1日より（一部2024年2月1日より）

改正のあらまし

1

昇降設備の設置及び保護帽の着用が必要な貨物自動車の範囲が拡大されます

これまで最大積載量 5トン以上の貨物自動車を対象としておりましたが、新たに最大積載量 2トン以上 5トン未満の貨物自動車において、荷役作業時の昇降設備の設置及び保護帽の着用が義務づけられます (一部例外あり)。

※貨物自動車の定義については巻末資料参照

2

テールゲートリフターを使用して荷を積み卸す作業への特別教育が義務化されます

テールゲートリフターの操作者に対し、学科教育 4 時間、実技教育 2 時間の安全衛生に係る特別の教育を行うことが必要になります。

3

運転位置から離れる場合の措置が一部改正されます

運転席から離れてテールゲートリフターを操作する場合において、原動機の停止義務が除外されます。なお、その他の逸走防止措置は引き続き必要です。

①

昇降設備の設置及び保護帽の着用が必要な貨物自動車の範囲が拡大されます。

これまで最大積載量5トン以上の貨物自動車を対象としておりましたが、新たに最大積載量2トン以上5トン未満の貨物自動車において、荷役作業時の昇降設備の設置及び保護帽の着用が義務づけられます
(一部例外あり)。

各社で準備、並びにご対応をお願いします。

● 昇降設備について（安衛則第 151 条の 67 関係）

荷を積み卸す作業を行うときに、昇降設備の設置義務の対象となる貨物自動車について、最大積載量が 5 トン以上のものに加え、2 トン以上 5 トン未満のものが追加されます。

「昇降設備」には、踏み台等の可搬式のもののほか、貨物自動車に設置されている昇降用のステップ等が含まれます。なお、昇降用ステップは、できるだけ乗降グリップ等による三点支持等により安全に昇降できる形式のものとするようにしてください。

○：現行の規則、●：新設、△：望ましい措置

	2t 未満	2t 以上 5t 未満	5t 以上	備考
床面から荷の上 又は荷台までの 昇降設備の設置	△	●	○	高さ 1.5m を超える箇所で作業を行うときは、安衛則第 526 条第 1 項の規定に基づき、原則として昇降設備の設置が義務付けられています。

※荷の積み卸しを伴わない作業については、陸上貨物運送事業における荷役作業の安全対策ガイドラインにおいて、昇降設備の設置や墜落・転落の危険のある作業において保護帽を着用することとされています。

貨物自動車の昇降設備の設置、保護帽の着用等に関する問答について

（労働安全衛生規則の一部を改正する省令（令和 5 年厚生労働省令第 33 号）関係問答）

ご参考（出典）：<https://www.mhlw.go.jp/hourei/doc/tsuchi/T230807K0020.pdf>

その他Q&A

■ Q : 『脚立』『移動梯子（滑り止めがある物に限る）』や『踏み台』『立ち馬』は昇降設備として認められるのか？

ここ重要！



A : 昇降設備として認められます



■ Q : トラックの車体に取り付けられている『足掛け（固定梯子）』は昇降設備として認められるのか？

ここ重要！



A : 昇降設備として認められます

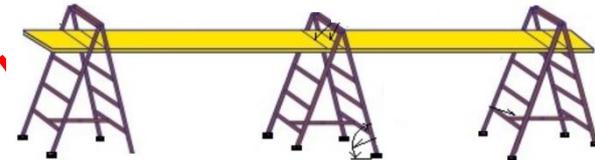


足かけサイドバー

■ Q : 『馬足場』は昇降設備として認められるのか？

check

A : 『馬』自身が『踏板』の役目を持たない為、昇降設備として認められません



■ Q : ルールが不遵守の場合の法的罰則はあるのか？

A : 6か月以下の懲役又は50万円以下の罰金

安衛法第119条に該当労働者の危険または健康障害を防止するための措置を講じなかった場合

昇降設備として認められている身近な物とは？



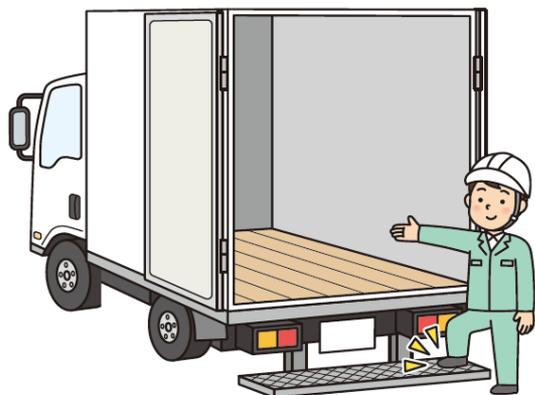
脚立



立ち馬



梯子（滑り止め付）



貨物自動車に設置されているステップで突出していないもの（上から見たときにステップが見えない等）は、墜落・転落するリスクが高いため、より安全な昇降設備を設置するようにしてください。



リアステップ



サイドステップ



**あおり内形
回転式ステップ**



**格納式リア
階段ステップ**

その他トラック昇降設備のご紹介（一例）

トラックステップ トラック昇降用脚部伸縮はしご



マルチステップ 多目的階段



トラック ステッパー 伸縮式手掛かり棒つきステップ幅広



トラックライム アルミ製トラック昇降ステップ

手すりと天板が折畳み可能な一体式となったトラック昇降用ステップ



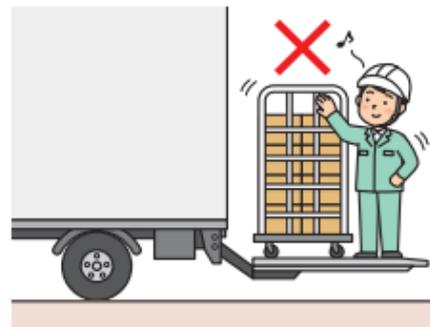
その他、留意点のご紹介

テールゲートリフター 中間位置で停止させて使用

【テールゲートリフターをステップとして使用する場合の留意事項】



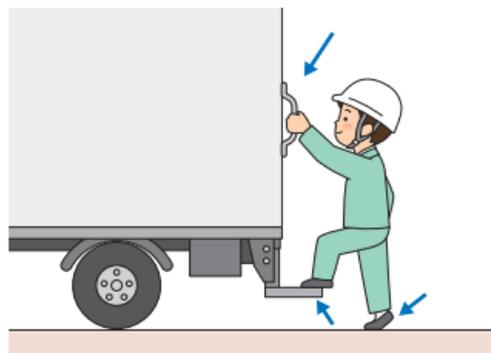
テールゲートリフターを昇降設備として使用する場合は、中間位置で停止させてステップとして使用してください。



原則として、テールゲートリフターの昇降時には、労働者を搭乗させてはいけません。

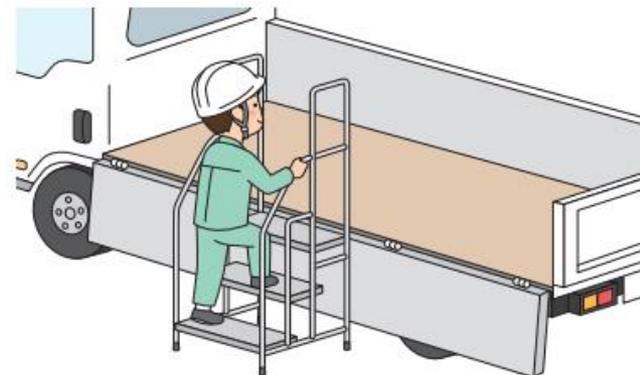
※詳細についてはメーカー取扱説明書をご参照ください。

貨物自動車に設置された昇降ステップ 乗降グリップ推奨



貨物自動車に設置されている昇降用のステップについては、可能な限り乗降グリップがあり、三点支持等により安全に昇降できる形式のものとしてください。

可搬式の踏み台 乗降グリップ推奨



可搬式の踏み台等の例

その他Q&A

Q：現場で使用しているヘルメットは保護帽の扱いとなるのか？

A：安衛法内では「保護帽」と呼ばれるが、「ヘルメット」と同様です。

**安衛法第42条の規定に基づく「保護帽の規格」に適合した
ものを使用してください**

ヘルメット内頭頂部に、
衝撃吸収ライナー
(発報スチロール等)
が入っています



ヘルメット内に
用途「墜落時保護用」
が書かれています

又は

労(2021・12)検	
検定合格番号	(1)TH4282 (2)TH4283 (3)TF997
製造者名	DICプラスチック(株)
製造年月	2022-9
(1)飛来・落下物用 (2)墜落時保護用 (3)電気用 7,000V 以下	
帽体材質	ABS樹脂
品名	SYA-X型 X2E-SYA式
試験電圧	20,000 ボルト(1分間)
製造No.	0419729
発売元	DICプラスチック株式会社

2

テールゲートリフターを使用して荷を積み卸す 作業への特別教育が義務化されます

テールゲートリフターの操作者に対し、学科教育4 時間、実技教育2 時間の安全衛生に係る特別の教育を行うことが必要になります。

各社で準備、並びにご対応をお願いします。

荷を積み卸す作業におけるテールゲートリフターの操作[※]の業務を行う労働者に対し、以下の科目、時間について特別教育を実施する必要があります。

また、特別教育を行ったときは、事業者において受講者、科目等の記録を作成し、3年間保存する必要があります。

※ 「テールゲートリフターの操作」には、稼働スイッチの操作のほか、キャストストップパー等を操作すること、昇降板の展開や格納の操作を行うこと等が含まれます。

【一部省略できる者】

- ① 施行の日時点において6月以上の業務従事歴を有する者は以下の時間とすることができます。
 テールゲートリフターに関する知識 ⇒ 45分以上で可
 テールゲートリフターによる作業に関する知識 ⇒ 省略不可
 関係法令 ⇒ 省略不可
 テールゲートリフターの操作の方法 ⇒ 1時間以上で可
 - ② 「陸上貨物運送事業における荷役作業の安全対策ガイドライン」に基づく教育を実施した者は以下のとおり省略できます。
 テールゲートリフターに関する知識 ⇒ 省略可
 テールゲートリフターによる作業に関する知識 ⇒ 省略可
 関係法令 ⇒ 省略不可
 テールゲートリフターの操作の方法 ⇒ 省略不可
 - ③ 陸上貨物運送事業労働災害防止協会による「ロールボックスパレット及びテールゲートリフター等による荷役作業安全講習会」を受講した者は以下のとおり省略できます。
 テールゲートリフターに関する知識 ⇒ 省略不可
 テールゲートリフターによる作業に関する知識 ⇒ 省略可
 関係法令 ⇒ 省略不可
 テールゲートリフターの操作の方法 ⇒ 省略不可
- ※その他詳細については最寄りの労働基準監督署までお問い合わせください。

	科目	範囲	時間
学科教育	テールゲートリフターに関する知識	<ul style="list-style-type: none"> ・ テールゲートリフターの種類、構造及び取扱い方法 ・ テールゲートリフターの点検及び整備の方法 	1.5 時間
	テールゲートリフターによる作業に関する知識	<ul style="list-style-type: none"> ・ 荷の種類及び取扱い方法 ・ 台車の種類、構造及び取扱い方法 ・ 保護具の着用 ・ 災害防止 	2 時間
	関係法令	<ul style="list-style-type: none"> ・ 労働安全衛生法令中の関係条項 	0.5 時間
実技教育		<ul style="list-style-type: none"> ・ テールゲートリフターの操作の方法 	2 時間

その他Q&A

Q：特別教育の未受講者が当該作業に従事した場合の法的罰則はあるのか？

A：6か月以下の懲役又は50万円以下の罰金

安衛法第61条に該当

(就業制限)

**当該業務に係る資格を有する者でなければ、
当該業務に就かせてはならない。**

3

運転位置から離れる場所の措置が一部改正されます

運転席から離れてテールゲートリフターを操作する場合において、
原動機の停止義務が除外されます。
なお、その他の逸走防止措置は引き続き必要です。

各社で準備、並びにご対応をお願いします。

走行のための運転位置とテールゲートリフター等の操作位置が異なる貨物自動車を運転する場合において、テールゲートリフター等を操作し、又は操作しようとしている場合は、原動機の停止義務の適用が除外されます。なお、ブレーキを確実にかける等の貨物自動車の逸走防止措置については、引き続き義務付けられることにご留意ください。また、逸走防止の観点から、可能な範囲で原動機も停止するようにしてください。

運転席(位置)の
原動機(エンジン)
スイッチ



テールゲートリフター
操作スイッチ

その他Q&A

Q : テールゲートリフターを操作する時、逸走防止装置を実施しなかった場合の法的罰則はあるのか？

A : 6か月以下の懲役又は50万円以下の罰金

安衛法第119条に該当

労働者の危険または健康障害を防止するための措置を講じなかった場合

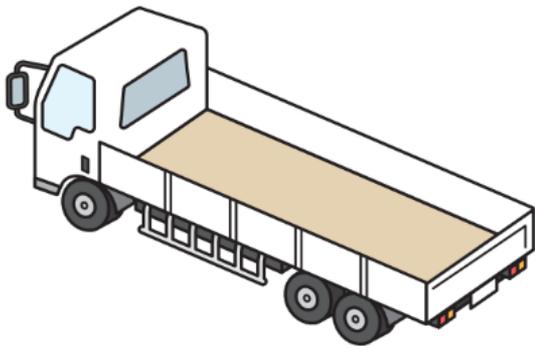
用語解説

貨物自動車とは？

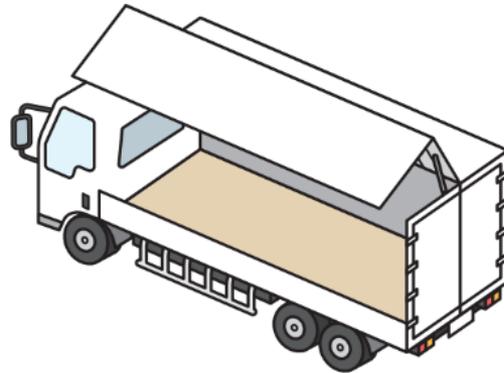
貨物自動車とは、主に貨物を運搬する自動車である。
日本における貨物自動車は主に以下の種類で分類される。

1. 使用用途（区分）
2. サイズ（大きさ、重さ、積載量）
3. 架装

次ページでは主に建設現場で使用されるであろう貨物自動車について解説する。



平ボディ車



ウイング車



4トンユニック車

使用用途による貨物自動車の区分表示とは？

各社所有の車両並びに
レンタル時の確認にお役
立てください。↓

表示	用途	ナンバー	該当可否
運行	定期的に定まったルートを走行する。一般に「路線」と呼ばれるもので、発地を管轄する陸運支局に予め運行経路の届け出が必要となる。届け出の作成には「 運行管理者 」の資格が必要となる。	緑地・白字	
一般	集配車や貸切（チャーター）などの汎用的（ルーチン運用でない）な仕業に従事する車両に表記される。「一般」の法的表示義務はない。 タンクローリーは限定用途だが、一般に該当する。	緑地・白字	
航空	主として航空機を使用して輸送されるいわゆる「航空便」の集配などに使用される車両。一般的な集配と兼用するため「航空・一般」と併記している車両もある。	緑地・白字	
軽貨物	赤帽など軽貨物自動車を利用した営業車両に表記される。	黒地・黄字	
通運	コンテナなど、鉄道を介して運ばれる貨物を発荷主→発駅、着駅→着荷主と輸送する車両である。	緑地・白字	
限定	霊柩車、コンクリートミキサー車、家畜運搬車、競走馬輸送車など用途が限定された輸送に用いられる車両区分。	緑地・白字	
自家用	自社配送部門などで、自社便の仕業に着く貨物車両に表示される。運送会社においては、営業担当や総務などが使用する車両を営業車両と区別するために表記する場合がある。	白地・緑字	
		黄地・黒字	

上記車両（2t以上）を使用される協力会社様は当該法令が適用されます。

サイズ（積載量等）による貨物自動車の分類

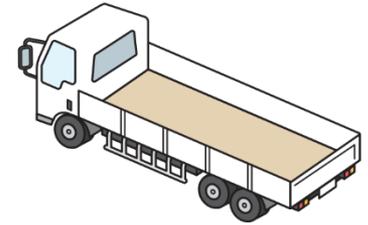
各社所有の車両並びに
レンタル時の確認にお役
立てください。↓

	該当可否
大型車（大型自動車） 運転には大型免許（または大型二種免許）が必要。車両総重量が11トン以上、最大積載量が6.5トン以上、又は乗車定員が30人以上の自動車であって、特殊自動車・自動二輪車のいずれでもないもの。速度超過による事故等の防止のため、最高速度90km/hの速度抑制装置（リミッタ）の装備が義務付けられている。（輸入車には標準では装備されていない。）また、助手席側ドア下部のガラス窓（一般的に安全窓と呼ばれる部分）は、法規制ではなく、国内4社の自主基準である。かつては、屋根に緑色の速度表示灯（20km/h以下・40km/h・60km/hで点灯）の装備が義務付けられていた。	
中型車（中型自動車） 運転には大型免許または中型免許（または、大型二種または中型二種免許）のいずれかが必要。車両総重量が7.5トン以上、最大積載量が4.5トン以上、又は乗車定員が11人以上の自動車であって、特殊自動車・自動二輪車・大型自動車のいずれでもないもの。	
準中型車（準中型自動車） 運転には大型免許（または大型二種免許）、中型免許（または中型二種免許）、準中型免許のいずれかが必要。車両総重量が3.5トン以上、最大積載量が2トン以上の自動車であって、特殊自動車・自動二輪車・大型自動車・中型自動車のいずれでもないもの。	
普通車（普通自動車） 運転には大型免許（または大型二種免許）、中型免許（または中型二種免許）、準中型免許、普通免許（または普通二種免許）のいずれかが必要。特殊自動車・自動二輪車・大型自動車・中型自動車・準中型自動車のいずれにも該当しない自動車。	

架装による貨物自動車の分類①

平ボディ車

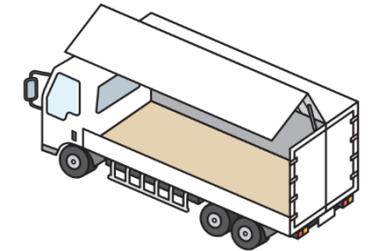
荷台の側方と後方に、アオリがあるだけの車で、無蓋で開放状態となっている。無蓋になっているため、主に雨に濡れても問題の無い品物や、クレーン等を使わないと積み下ろしが困難な重量物を運ぶ場合に使用される場合が多い。積載物の種類によってはトラックシートやトラックロープを用いて上部を覆う。アオリは、後方だけが開くものが「一方開」側方も開くものが「三方開」側方が前後に分かれて開くものが「五方開」と呼ばれる。アオリは鉄製のものもあるが、最近は軽量化のため、アルミ製のものも多い。トラックのボディの中で最も価格が安いことや、軽量なため、積載量がどのボディよりも取りやすいメリットがある。



平ボディ車

有蓋車

水濡れや荷痛み防止のための密閉構造の荷台を持つものである。アルミ製の「箱」形状のものを持つことから「ハコ車」と呼称されることもある。後面が開閉したり、側面が開閉したりして荷物の積み下ろしを行う。中にはフォークリフトによる荷役作業を円滑化するため側面を羽根のように開放されるものがあり、通称「ウイング車」と呼ばれる。



ウイング車

▲冷凍冷蔵車

冷凍された物品を輸送するため、冷凍機を搭載し断熱構造の荷台を持つものである。

▲冷蔵車

冷蔵の必要な物品を輸送するため、冷蔵設備を搭載し断熱構造の荷台を持つものである。

保冷車

冷蔵の必要な物品を輸送するため、断熱構造の荷台を持つものである。

上記車両（2t以上）を使用される協力会社様は当該法令が適用されます。

架装による貨物自動車の分類②

通風車

温度上昇に弱い物品を輸送するため、通風構造の荷台を持つものである。

幌付き車

平ボディ車と有蓋車との中間的な車で、水濡れや荷痛み防止のために平ボディ車のボディの上に金属製の骨組みを組み、その上から布製・ビニール製などのシートを被せてリングベルトで固定した車である。水濡れ対策の完璧さでは有蓋車に負けるが、有蓋車よりも価格が安く、そして、軽量なために積載量が取れるというメリットがある。また、骨組みが脱着できる幌は車体の寸法に含まれないため、ベース車が**小型車**ならそのまま小型車扱いになり、保険料や通行料金の点で有蓋車より有利になる。一方で経年劣化によって雨漏りが発生することもあり、対策として雨のかかりやすい屋根上にアルミ製の屋根を被せた車輛もある。

キャブバッククレーン車（**ユニック車**）

荷扱いのための小型**クレーン**を持つものであり、開放型の荷台のものが多いが、箱車となっているものもある。なお、ユニックとは**古河ユニック株式会社**の商品名であるが、一般名称として浸透している(正式なユニックはクレーンにUNICと書いてある)。これに対して、例えば**タダノ**では「カーゴクレーン」、**加藤製作所**では「積載型クレーン」と呼ぶ。クレーンとしては積載型トラッククレーンとなる。クレーン使用時の転倒を防止するため必ず**アウトリガー**を持っている。多くは荷台の前にクレーンを持ち通常の平車と同様の積み降ろしが可能だが、後ろにクレーンを持つものもあり、この場合は後ろから積み降ろしができないため荷台が側方二方開もしくは四方開となる。前方にクレーンを持つ場合はダンプのように荷台がせり上がったり、後方へスライドしたりできるものも存在する。荷台を持たないものについては、**トラッククレーン**を参照。



幌つきのトラック



4トンユニック車



トラッククレーン

上記車両（2t以上）を使用される協力会社様は当該法令が適用されます。

架装による貨物自動車の分類③

車載車

小型の自動車を積載するため、荷台がせりあがり乗せる車が自走して積み下ろし出来るようになって
いる。事故車や動かない車を載せることが出来るように、**ウインチ**がついていることが多い（このタイプは主に**自動車整備業者**や**自動車
ディーラー**が持っている）。多段式になり複数の車を載せることが出来るものもある（これは主に、**新車**や**中古車**のディーラーへの輸送
用に、専門輸送会社が持っている）。規制緩和により、高さ4.1mまで積載できる場合があるので、ワンボックス車などを2段に載せて走
ることが可能な車載車もある。通称で呼ばれることが多く、「セーフティーローダー」あるいは単に「ローダー」とよばれることがあ
る。多段式の大型のものは「キャリアカー」とも呼ばれる。

▲タンクローリー

液体・**気体**を輸送するためのタンクを備え付けたものである。輸送する物質によっては相応の運転免許の他に**危険物取扱者**等の資格が必要
な場合がある。

▲バルク車

粉粒体を輸送するためのタンクを備え付けたものである。

ダンプカー（ダンプトラック）

土砂・**碎石**を荷降ろしするための傾斜機構付き荷台のものである。

国内では用途別にナンバーとは別の所定表示義務がある。この表示は、ダンプカーのナンバーが見つらいことから、容易に目視できるう
ようにしたもので、ダンプカーのみに課せられる表示義務である。

「地域名（ナンバーに準ずるが一部異なる表記の地域がある）・分類・表示番号」となる。



車載車



タンクローリー



ダンプカー

上記車両（2t以上）を使用される協力会社様は当該法令が適用されます。

架装による貨物自動車の分類④

コンテナ車

輸送用の専用固定金具を装備したものである。

▲トラックミキサ

生コンクリートを攪拌しながら運ぶ。別名「アジテータートラック」「トラックアジテーター」など。一般にミキサー車と呼ばれる。

トレーラー

原動機を持たず、専ら牽引されるための車。牽引されるための装置を持ち、牽引するための装置を持つ自動車（トラクターという）に接続して走行する（注：全日本トラック協会では「トレーラ」「トラクタ」という表記を使用している^[6]）。追加の荷台として使用する小さなものから戦車が運搬できる大きなものまでさまざまな大きさがある。数としては圧倒的にセミトレーラーが多い。

- **セミトレーラー**：トレーラーの重量の一部をトラクターが支える。普通は専用のトラクター（トレーラーヘッド）で牽引する
- **フルトレーラー**：トレーラー自身で自重を支える。トラクターは通常の自動車
- **ポールトレーラー**：トレーラーとトラクターを跨ぐように貨物（主として長尺物）を積載する。トラクターは通常の自動車または専用のトラクター

ピックアップトラック

乗用車の後部座席より後ろの部分をもそのまま荷台に置き換えたボディ形状のトラック。



トラックミキサ



上記車両（2t以上）を使用される協力会社様は当該法令が適用されます。